参議院議員中西健治提出いわゆる支出官レートに関する質問に対する答弁書（第一一号）
参議院議員中西健治提出予算における国債費の積算金利に関する質問に対する答弁書（第一二号）
参議院議員有田芳生提出過激集団「イスラム国」（ＩＳ）による日本人人質事件に関する質問に対する答弁書（第一三号）
参議院議員浜田和幸提出海外広報活動に関する質問に対する答弁書（第一四号）

報告書受領

二月十日内閣から、産業競争力強化法第六条第十項の規定に基づく平成二十六年度産業競争力強化のための重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成二十五年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十五年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　山田　陽三
兼官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　小林　秀樹
内閣官房副長官補付に併任する
（警察庁警備局付）警視正　小林　秀樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　野村　寛
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（警察庁警備局付）警視正　野村　寛
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上二月九日）

内閣府

沖縄振興審議会委員に任命する（各通）（二月九日）　翁長　雄志　金城　徹

警察庁

（東京都警察情報通信部長）警察庁技官　宮内　勝
辞職を承認する
（関東管区警察局情報通信部長）同　磨田　篤
東京都警察情報通信部長を命ずる
（警察大学校警察情報通信研究センター所長）同　高橋　守
関東管区警察局情報通信部長を命ずる
（近畿管区警察局大阪府情報通信部長）同　岡本　克己
中国管区警察局情報通信部長を命ずる
（中国管区警察局情報通信部長）同　髙橋　浩二
九州管区警察局情報通信部長を命ずる（以上一月三十日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修
財務総合政策研究所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる
（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所次長）同　高田　潔
財務総合政策研究所長事務代理を免ずる（以上二月六日）
（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）財務事務官　松村　武人
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（二月七日）

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十七年二月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録年月日　平成二十七年一月三十日
(二) 登録番号　操更講第八十六号
(三) 登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　合同会社　石倉海事事務所
(四) 住所　長崎県対馬市厳原町大手橋一二一四―一
(五) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
合同会社　石倉海事事務所　長崎県対馬市厳原町大手橋一二一四―一

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年二月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録年月日　平成二十七年一月三十日
(二) 登録番号　操失講第八十六号
(三) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　合同会社　石倉海事事務所
(四) 住所　長崎県対馬市厳原町大手橋一二一四―一
(五) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
合同会社　石倉海事事務所　長崎県対馬市厳原町大手橋一二一四―一

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年2月13日　関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類	路線名	区間
一般国道	6号	土浦市荒川沖508番35から同市荒川沖507番3までの下り線
一般国道	6号	土浦市荒川沖507番3から同市中村南五丁目1391番2までの上下線

皇室事項

行啓

皇后陛下は、二月六日午後四時四十分葉山御用邸御出門、「三善晃先生追悼コンサート～オーケストラの夕べ～」に御出席のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行啓、同十時二十二分葉山御用邸に還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、二月十一日イラン国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。